

「山形市総合スポーツセンター野球場に

自動販売機を設置する事業者を募集します」

貸付料率の一般競争入札により、清涼飲料水の自動販売機設置業者を決定しますので、入札に参加を希望する方は、募集要領等をご覧のうえ、お申し込みください。

1 貸付物件

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所概要	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市総合スポーツセンター野球場 山形市落合町1番地	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで	1階3塁側外 (災害対応型)	飲料用 1台	1.2 m ² / 台
			1階放送室前	飲料用 1台	1.2 m ² / 台
			2階1塁側右	飲料用 1台	1.2 m ² / 台
			2階1塁側左	飲料用 1台	1.2 m ² / 台

※1階3塁側外は、災害対応型の設置とする。またその他の設置場所には、仕様書2(8)の寄附金付自動販売機を2台以上必ず設置すること。

※入札は、応札者のうち入札貸付料率の高かった希望業者がすべての募集物件に設置します。

2 入札参加申請

(1) 入札参加申請書及び提出書類

「自動販売機設置事業者募集要項」のとおり提出してください。

(2) 提出先

公益財団法人山形市体育協会 スポーツ会館

電話 023-647-4175

(3) 受付期間

平成31年3月5日(火)から平成31年3月18日(月)までの期間

午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(4) 提出方法

上記提出先に直接持参すること。郵送またはファクシミリ、電子メールによる提出は認めません。

3 入札日時・場所

日時 平成31年3月22日(金) 午前10時30分から
場所 山形市総合スポーツセンター野球場
山形市落合町1番地

4 募集要項・参加申請等

- (1) 募集要項(PDF ファイル: 231KB)
- (2) 仕様書(PDF ファイル: 196KB)
- (3) 自動販売機設置場所
 - ・物件1設置場所(PDF ファイル: 99.8KB)
- (4) 入札参加申請関係書類
 - ・入札参加資格確認申請書(Word ファイル: 14.9KB)
 - ・誓約書(Word ファイル: 13.8KB)
 - ・業務実績書(Word ファイル: 15.8KB)
 - ・質問・回答書(Word ファイル: 15.8KB)
 - ・委任状(Word ファイル: 23.0KB)
- (5) 入札参加資格の確認結果
 - ・入札参加資格確認通知書(Word ファイル: 43.6KB)
- (6) 入札書・委任状(Word ファイル: 20.5KB)

連絡先

公益財団法人山形市体育協会

山形市スポーツ会館

郵便番号 990-2477

山形市長苗代61番地

管理マネジメント部門

TEL: 023-647-4175

FAX: 023-645-5595

E-mail info@yamagatasi-taikyou.jp

自動販売機設置事業者募集要項

(山形市総合スポーツセンター野球場の自動販売機設置に係る市有財産の貸付)

公益財団法人山形市体育協会では、山形市総合スポーツセンター野球場に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札への参加を希望される方は、本募集要項のほか仕様書等をよくご覧になり、落札後の辞退や契約期間中の撤退などがないように十分ご検討のうえ、入札にご参加ください。

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための借受市有施設（建物）の転貸借

(2) 貸付物件

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所概要	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市総合スポーツセンター野球場 山形市落合町1番地	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで	1階3塁側外 (災害対応型)	飲料用 1台	1.2 ㎡/台
			1階放送室前	飲料用 1台	1.2 ㎡/台
			2階1塁側右	飲料用 1台	1.2 ㎡/台
			2階1塁側左	飲料用 1台	1.2 ㎡/台

※1階3塁外側外は、災害対応型の設置とする。またその他の設置場所には、仕様書中2(8)に記載の寄附金付自動販売機を2台以上必ず設置すること。

※①貸付面積には、転倒防止板、回収ボックス設置部分を含む。

※②貸付期間の更新はしない。

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

(4) 参考データ

ア 休場日 年末年始 毎年12月29日から翌年1月3日まで

イ 利用可能時間 利用可能日の6:00~21:00(4月~11月) 9:00~21:00(12月~3月)

※12月1日から3月31日は屋内施設のみの開放

ウ 利用者数 平成29年 約10,400人(9月よりオープン) 平成30年 約88,800人

エ 年間販売本数 物件1 約21,500本(平成29年実績)

2 入札参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等その他これに準ずる者でないこと。
- (3) 山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）第3条に規定する市税及び国税を滞納していないこと。
- (4) 設置募集の日から過去2年の間に、2回以上にわたって国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し、誠実に管理運営を行った実績を有している者であること。

3 入札参加資格確認申請

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成31年3月5日（火）から平成31年3月18日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（※土日を除く）

(2) 提出場所

公益財団法人山形市体育協会
山形市スポーツ会館（山形市長苗代61番地）
電話：023-647-4175

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
1	入札参加資格確認申請書（様式1）	○	○
2	身分証明書（市町村発行のもの）	×	○
3	登記事項証明書（現在事項証明書）	○	×
4	山形市税及び国税の滞納が無いことの証明書類	○	○
5	誓約書（様式2）	○	○
6	業務実績書（様式3）	○	○
7	設置する自動販売機の仕様書又はカタログ（回収ボックスの仕様・寸法を含む）	○	○
8	委任状（様式4）	注	×

注 本社が支店等に権限を委任する場合に提出します。

※①2、3、4については、発行3ヶ月以内の原本とします。

※②山形市の「競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）」に登録されている場合は、2～6までの書類の提出を省略できます。

(4) 提出部数

1部

(5) 入札参加資格の確認結果

一般競争入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）により通知する。

4 質問及び回答について

(1) 提出方法

質問書（様式6）を持参、FAX、電子メールのいずれかにより提出すること。

(2) 受付期間

平成31年3月15日（金）午後5時到着分まで。

直接持参の場合は、午前9時から午後5時まで受け付けします。（※土日を除く）

※ 上記期限以降に提出された質問は、受理しませんのでご注意ください。

(3) 質問者への回答

質問書を受け付けた日の翌日から起算して3日目までに電子メール等で個別に回答書（様式6-2）により回答する。

また、全ての質問事項及び回答をまとめ、平成31年3月18日（月）までにホームページに掲載する。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 日時

平成31年3月22日（金）午前10時30分から入開札を行う。また、必要に応じて再度入札を行う。

(2) 場所

山形市総合スポーツセンター野球場

山形市落合町1番地

(3) 入札書の記載方法

ア 入札書は、指定の入札書（様式7）に必要事項を記載すること。

イ 入札書には、希望貸付料率（%で小数点第1位まで）を記載すること。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式7）に必要事項を記載・押印すること。

イ 入札書を封印する封筒（長形3号の定型封筒）の表面に、①「入札件名及び物件番号」（件名は「自動販売機設置に係る市有財産の貸付」とし、設置施設名称と入札する物件番号を併記する。）、②「入札書」、③「入札者の氏名（法人の場合は当該法人の所在、名称又は称号及、代表者名）」を記載し、上記アの入札書を封印すること。

ウ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）の写し1部を、入札前に提出すること。

エ 代理人が入札する場合は、委任状（様式7-2）1部に必要事項を記載・押印し、入札前に提出すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・入札の参加資格のない者の入札
- ・同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- ・金額を訂正した入札
- ・金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたい入札
- ・入札に際して不正の行為があった入札
- ・その他入札条件に違反した入札

(6) 再度入札

予定貸付料率以上の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された貸付料率が公益財団法人山形市体育協会の定める予定貸付料率以上で、かつ最高の貸付料率をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 借地借家法に基づく文書による説明

建物の貸付けに係る契約をしようとする場合は、契約の前に「定期建物賃貸借契約についての説明」（指定様式）により、借地借家法第38条の規定に基づく更新がない旨の説明を行い、説明を受けたことを証するため記名押印のうえ互いに1部を保有するものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書は1の全物件についてまとめて作成する。

(2) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとする。

(3) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が前記2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

(4) 契約に要する一切の経費等は、落札者の負担とする。

8 その他

提出された申込書等は返却しません。

9 問い合わせ先

公益財団法人山形市体育協会

山形市スポーツ会館

郵便番号 990-2477

山形市長苗代6 1 番地

管理マネジメント部門

TEL : 023-647-4175

FAX : 023-645-5595

E-mail info@yamagatasi-taikyou.jp

仕 様 書

山形市総合スポーツセンター野球場の自動販売機設置に係る市有財産の貸付

1 貸付場所の概要

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所概要	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市総合スポーツセンター野球場 山形市落合町1番地	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで	1階3塁側外 (災害対応型)	飲料用 1台	1.2 ㎡/台
			1階放送室前	飲料用 1台	1.2 ㎡/台
			2階1塁側右	飲料用 1台	1.2 ㎡/台
			2階1塁側左	飲料用 1台	1.2 ㎡/台

※1階3塁側外は、災害対応型の設置とする。またその他の設置場所には、仕様書中2(8)寄附金付自動販売機を2台以上必ず設置すること。

※①貸付面積には、転倒防止板、回収ボックス設置部分を含む。

※②貸付期間の更新はしない。

2 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ

幅 1.5m、奥行き 0.8m 以内とし、自動販売機の放熱余地、転倒防止板及び回収ボックスに必要な面積は、貸付面積に含むものとする。

(2) デザイン

周辺環境（外観色を含む。）に配慮したデザインとする。

(3) 環境対策

ア 省エネルギー

センサーコントロールによる照明の自動点滅・減光又は閉館時間帯のタイマー制御による照明の消灯及びピークカット並びに真空断熱材やヒートポンプ採用など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ フロン対策

冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びフロンを使用していないこと。

なお、冷媒には、地球温暖化への影響の少ない低GWP（地球温暖化係数）冷媒である二酸化炭素又は炭化水素等を冷媒として使用する機種が望ましい。

(4) 安全対策

ア 転倒防止

自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで、転倒防止対策を施すこと。

イ 食品衛生

食品衛生法（昭和22年法律第233号）などの関係法令等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変などにより、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 回収ボックスの設置

ア 回収ボックスの設置

販売する飲料水等の容器を種類別に分別できるよう、販売種別に応じた数の回収ボックスを設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

(ウ) その他使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、設置者が適切に回収し、処理する。

(6) 自動販売機の管理運営

ア 設置する自販機には、販売し管理するものの連絡先を自動販売機の見やすい位置に明記すること。

イ 設置者は、商品の補充及び変更、現金の回収・補充並びに自動販売機内部・外部及び貸付場所の清掃を行うこと。

ウ 設置者は、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活

動を行うこと。

エ 設置者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

(7) 災害対応型自動販売機

ア 災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができる機器とすること。

イ 山形市の区域内において震度5弱以上の地震が発生したとき及びその他の災害により重大な被害が発生し、公益財団法人山形市体育協会から在庫飲料の提供について要請があったときは、自動販売機内の在庫飲料を無償提供することに関する協定を締結すること。

ウ 災害対応型の自動販売機であることを表示していること。

エ 1階3塁側外に1台設置すること。

(8) 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金の自動販売機

ア 売上の一部を寄付する独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金の自動販売機を2台以上設置すること。

イ 手続きに関しては、設置業者と独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金と協議し寄附金の額を決めること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目の種類及び形態

ア 酒類を除くペットボトル容器又は缶入りの清涼飲料水とする。

イ 販売品目の詳細については、契約後に協議の上決定するものとする。

(2) 販売価格

標準販売価格とする。

(※興行の場合は、大会主催者側と協議の上価格調整等がある場合があります。)

4 賃貸料

設置する自動販売機の月ごとの売上金額に提案のあった貸付料率を乗じて得た額に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

5 光熱水費

光熱水費は、設置者が設置する計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り）で計測した使用量に基づき算定した額とし、賃貸料とは別に徴収する。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上げ実績の報告

設置者は、売上報告書（指定様式）により自動販売機の月ごとの売上本数及び金額を、四半期最終月の翌月の10日までに報告する

8 貸付料の納付

貸付料の納付は四半期毎とし、四半期終了月の翌月の公益財団法人山形市体育協会会長が指定する期日までに納付するものとする。

9 費用負担

自動販売機及び電気料を計測するための計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては、公益財団法人山形市体育協会の指示に従うものとする。

10 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、借受財産返還届を提出し、原状に回復して公益財団法人山形市体育協会の確認を受けなければならない。

11 設置した自動販売機に係る事故

公益財団法人山形市体育協会の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

12 商品等の盗難及び破損

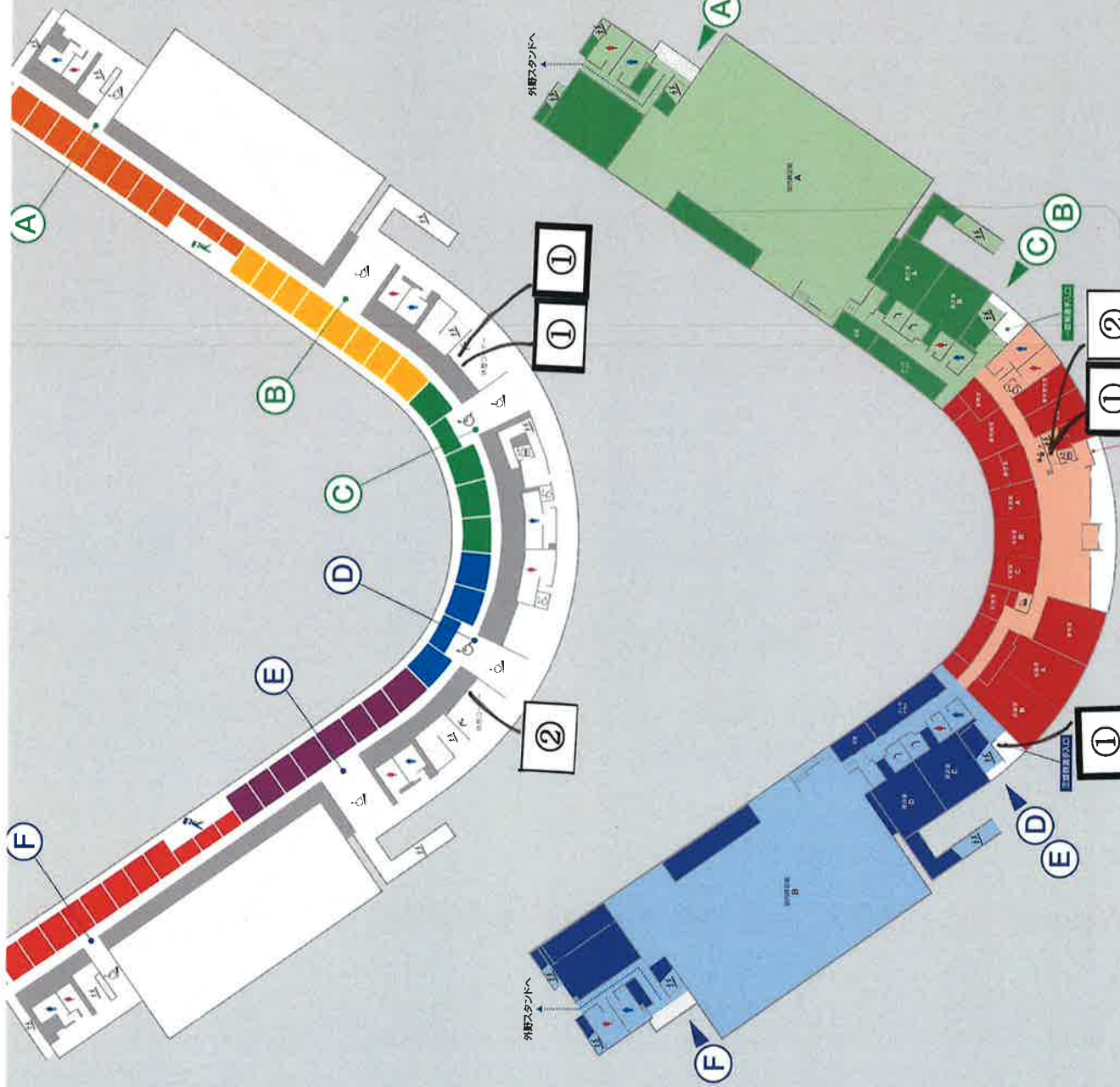
- (1) 公益財団法人山形市体育協会の責に帰することが明らかな場合を除き、公益財団法人山形市体育協会はその責を負わない。
- (2) 設置者は、自動販売機及び当該自動販売機内の商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭が盗難又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

2

1

①…応募場所

②…設置不可



- 男子トイレ
- 女子トイレ
- 自動販売機
- エレベーター
- 水飲み場
- スロープ
- 給湯室

(災害対応型)

正面入口

外観スタンドへ

外観スタンドへ